

## 個人情報の共同利用について

当組合は、その保有する個人データについて、次のとおり共同での利用を行いますので、お知らせいたします。

なお、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号において、「1. 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、2. その旨並びに共同して利用される個人データの項目、3. 共同して利用する者の範囲、4. 利用する者の利用目的及び 5. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人データを他に提供できるとされています。

### 1 高額医療給付に関する交付金交付事業について

#### 1. 個人データを共同利用する趣旨

健康保険法附則第 2 条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）から交付されます。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出します。

#### 2. 共同して利用する個人データの項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載事項のほか、レセプト記載データの全ての項目

#### 3. 共同利用者の範囲

当組合 高額交付事業担当者および担当次長  
健保連 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ、健保連の業務処理委託業者（公益財団法人 日本生産性本部・ICT・ヘルスケア推進部および協力会社）

#### 4. 利用する者の利用目的

当組合 1 の事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用します。  
健保連 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループは当該組合からの申請が間違いのないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。なお、健保連では、特に高額である 1 月 1 千万円以上のレセプトについては、個人データを除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく 材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は、名称及び住所並びに法人の代表者氏名  
東京都千代田区大手町1-5-5  
みずほ健康保険組合  
理事長 平野 慎治

## 2 健診結果データについて

1. 個人データを共同利用する趣旨

当組合が事業主から受託して実施する被保険者の定期健康診断業務については、労働安全衛生法上、事業主が被保険者の健康診断を実施し健診結果データの保管・管理を行うことが義務付けられています。このため、健診結果データについては、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保のため事業主に提供し当組合と共同利用します。ただし、当組合が被保険者の定期健康診断の実施を受託した場合に限ります。

2. 共同して利用する個人データの項目

当組合が実施する健診項目の範囲（ただし、肝炎ウイルス抗原・抗体等あらかじめ当組合で指定した検査項目を除く）

3. 共同利用者の範囲

当組合 事務局（保健事業担当）、健康開発センター  
事業主 産業保険担当者、産業医

4. 利用する者の利用目的

当組合 健診結果に基づく保健指導、健康相談、受診勧奨等保健事業の推進のために利用します。

事業主 労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保のために利用します。

5. データ管理責任者の名称、住所及び代表者氏名

東京都千代田区大手町1-5-5  
みずほ健康保険組合  
理事長 平野 慎治

6. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データの共同利用に同意されない場合は当組合までご連絡下さい。ただし、労働安全衛生規則第44条に掲げる健診項目は労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象となりません。

### 3 健康診査・保健指導の実施に係る個人情報の利用について

#### 1. 個人データを共同で利用する趣旨

当組合は、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努める為、健診結果から生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、当組合が委託している外部保健指導委託機関による特定保健指導と、若年層に係る保健指導を実施しております。

実施にあたりましては、保健指導が必要と判定される方々の名簿を所属する事業主にお送りし事業主と共同利用します。

#### 2. 共同して利用される個人データの項目

特定保健指導対象者、若年層に係る保健指導対象者、所属部署等本人宛通知に必要なデータ

#### 3. 共同利用者の範囲

各事業主

#### 4. 利用する者の利用目的

当組合が提供する健診結果に基づく保健指導対象者情報を、事業主は、労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保のために利用します。

#### 5. 個人データの管理責任者の名称、住所及び代表者氏名

東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

みずほ健康保険組合

理事長 平野 慎治

#### 6. 個人情報の利用停止の手続きについて

同意されない方、ご相談を希望される方につきましては、当組合保健事業グループまでお申し出ください。ただし 40 歳以上を対象とした特定健康診査（特定健診）・特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律 第 20 条(特定健康診査)及び第 24 条(特定保健指導)にて健保組合等に義務付けられています為、手続きの対象とはなりません。

### 4 みずほ共済会への延長傷病手当金付加金支給期間満了日データ提供について

#### 1. 個人データを共同利用する趣旨

当組合の設立事業所であるみずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、の 4 社の職員を会員とするみずほ共済会が実施する傷病休職見舞金事業は、傷病休職中の会員で、みずほ健康保険組合からの延長傷病手当金付加金の支給が支給期間満了により終了した方で、傷病休職発令日における勤続年数が一定期間を満たす方を支給の対象としています。このためみずほ共済会において傷病休職見舞金の支給開始日を確認するためみずほ健康保険組合が保

有する延長傷病手当金付加金の支給期間満了日の情報を共同利用します。

2. 共同して利用する個人データの項目

当組合が保有する延長傷病手当金付加金支給期間満了日データ

3. 共同利用者の範囲

事業主 みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行、  
みずほ証券

4. 利用する者の利用目的

みずほ共済会が実施する傷病休職見舞金事業の実施にあたり支給開始日を確認するため、みずほ健康保険組合からその保有する延長傷病手当金付加金支給期間満了日データの提供を受けます。

5. データ管理責任者の名称、住所及び代表者氏名

東京都千代田区大手町1-5-5

みずほ健康保険組合

理事長 平野 慎治

6. 個人情報利用の停止の手続きについて

個人データの共同利用に同意されない場合は当組合までご連絡下さい。

個人情報の第三者への提供に関し同意を要する事項と  
個人情報の共同利用についてのご意見ご要望は、下記にご連絡ください。

|    |                          |   |
|----|--------------------------|---|
| 窓口 | みずほ健康保険組合<br>業務グループ給付チーム | E-mail<br>kyufu@mizuho-kenpo.or.jp        |
|    | みずほ健康保険組合<br>保健事業グループ    | E-mail<br>j_hokenjigyo@mizuho-kenpo.or.jp |

(2026. 4. 1)